

◇大阪市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(福祉局高齢者施策部高齢施設課)